平成２２年（フ）第３７７号
長野県松本市両島７番８号　サンエスポワ103号室
債務者　髙橋　文子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１号
長野県大町市平2894番地13
債務者　紺野　栄二（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１０９号
兵庫県朝来市和田山町栄町13番地２
債務者　足立　浩一
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１３５９号
北九州市小倉南区若園２丁目25番３―303号
債務者　田島　尚子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１８号
北九州市小倉北区上富野３丁目11番２―306号
債務者　角田　建設
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６４１号
大分市大字中判田2139番地の１庄屋村
債務者　津野　裕一
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６９３号
大分市にじが丘３丁目1756番地の３ＪＧＭヴェルデヒルズにじが丘603
債務者　秦　　礼子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６９６号
大分市大字皆春860番地の１ニューコスモＢ202
債務者　友松　　愛
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５号
大分県別府市南町６番11号　ハイムU202号
債務者　吉田　　孝
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７号
大分県別府市朝見１丁目９番42号
債務者　園田　祐之
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１７４７号
仙台市若林区連坊１丁目６番30号　コーポ千葉301
債務者　菊池　耕弥
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３１号
仙台市若林区中倉２丁目14番14号　和じま荘203
債務者　朝久　重美
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８１号
仙台市青葉区木町通１丁目２番32―505号
債務者　高梨　賢治
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２２号
仙台市太白区柳生２丁目10番地の11
債務者　伊東ますみ
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６６号
仙台市泉区泉ケ丘３丁目12番11号　泉ケ丘ハウス２―３
債務者　小野寺美智
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
宮城県角田市梶賀字東南62番地１―201号
債務者　渡邊　裕子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１５２号
長野県茅野市宮川5010番地116　県住Ｄ―11号
債務者　立花たせ子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで　長野地方裁判所諏訪支部